

第六次名取市行財政改革大綱

令和 2 年 4 月
名 取 市

目 次

第六次名取市行財政改革大綱 編

第1章	行財政改革大綱の策定にあたって	1
第2章	行財政改革大綱の対象と期間	2
第1節	対象	
第2節	期間	
第3章	行財政改革の柱	3
第4章	行財政改革の実施項目	5
第1節	連携と協働による地域経営の推進	
第2節	新たな技術や民間活力を活用した効率的な行政経営の推進	
第3節	戦略的な行政経営の推進	
第4節	持続可能な財政基盤の確立	
第5章	行財政改革の推進	9
第1節	推進体制	
第2節	進行管理	
	【用語解説】	10
	第六次名取市行財政改革大綱策定体制図	12

第六次名取市行財政改革大綱 実施計画 編

第1節	連携と協働による地域経営の推進	13
第2節	新たな技術や民間活力を活用した効率的な行政経営の推進	15
第3節	戦略的な行政経営の推進	17
第4節	持続可能な財政基盤の確立	21

第1章 行財政改革大綱の策定にあたって

本市においては、昭和60年の策定以降、五次にわたり改定してきた「名取市行（財）政改革大綱」と実効性のある改革を進めるため大綱の具体的な取組事項を定めた「名取市行（財）政改革大綱実施計画」に基づき、事務事業の見直しと効率化、合理的な行政組織の編成、職員の意識改革など、社会情勢や時代の変化に対応する行財政改革を継続して推進してきました。

そうした中で一つの転換点となったのが地方分権一括法の施行であり、国と地方自治体の役割分担を明確化するとともに権限移譲が推し進められた結果、地方自治体が担う業務量や責任範囲はそれまで以上に大きくなっているのが現状です。その一方で、多様な価値観が尊重されるようになったことから、地方自治体は行政運営においてより一層の創意工夫と独自性が求められており、地域の実情や特性に応じたきめ細かな対応が望まれる時代となってきました。

このように急速な変化を遂げる現代の社会経済環境にあって、本市を含む地方自治体は、今後も複雑化が見込まれる様々な課題に対応していくことが求められている中、限られた資源を効率的に使うことで提供する行政サービスの質を高めるとともに、きめ細かく対応するためには市民との協働を進めていく必要があります。

平成27年度から令和元年度（平成31年度）までを計画期間とする第五次名取市行財政改革大綱は、平成23年3月に発生し我が市に甚大な被害を及ぼした東日本大震災からの復旧・復興事業の推進に配慮する視点を持ち合わせながら、市民ニーズの高まりに応じた行政サービスの提供を充実させていくことが重要であるとの認識に立ち、職員や予算の数量的削減により簡素な行政の実現を目指す「量の改革」から、限りある資源を効率的に活用して提供する行政サービスの内容の充実を重視する「質の改革」に力点を移したもので、多様化する市民ニーズを踏まえた行政経営の推進に取り組んできたところです。

このたび第五次名取市行財政改革大綱の計画期間が終了を迎えますが、第五次名取市行財政改革大綱実施計画において今後も継続して取り組むべき項目があることから、時代の潮流に即した新たな項目を加えて更なる行財政改革を推進する考え方のもと、第五次名取市行財政改革大綱の理念を継承しつつ、「名取市第六次長期総合計画」の着実な前進を行財政分野から下支えするため、新たに「第六次名取市行財政改革大綱」を策定するものです。

第2章 行財政改革大綱の対象と期間

第1節 対象

行財政改革大綱の対象は、一般会計^(注1)、特別会計^(注2)、水道事業及び下水道事業の企業会計とします。

第2節 期間

行財政改革大綱の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第3章 行財政改革の柱

第六次名取市行財政改革大綱では、地方分権の進展や市民ニーズの多様化及び情報技術の急速な発展を含む社会経済環境の変化への的確な対応、経営的な視点に立った質の高い行政サービスの提供、そして将来にわたって安定的な行政サービスを提供するための財政基盤を確立するため、第五次名取市行財政改革大綱における3つの改革の柱を時代の変化や本市の現状に即した内容に改編し、「連携と協働による地域経営の推進」「新たな技術や民間活力を活用した効率的な行政経営の推進」「戦略的な行政経営の推進」「持続可能な財政基盤の確立」を掲げて引き続き行財政改革に取り組みます。

1 連携と協働による地域経営の推進

価値観や生活スタイルの移り変わりがもたらす市民ニーズの多様化によって、行政に求められる範囲は多方面に及ぶことから、多様化する市民ニーズにきめ細かく対応するためには市民との協働に取り組む必要があります。

そのような中、地域コミュニティにおける身近な課題と向き合い解決に取り組む市民や民間企業、自治組織、NPO^(注3)、ボランティア団体等の市民活動も活発になっており、こうした気運の高まりを大切にしながら市民と行政がともに住みやすい生活環境を創出していこうとする共助が根づく地域社会を育てていくことが何より重要ではないかと考えます。

第五次名取市行財政改革大綱においても推進してきた地域経営の取り組みを今後さらに充実させ、市民参画の機会を拡充するとともに、市民との情報共有を進め、市民協働に対する市民の理解を深める活動を促進する環境整備を推進していきます。

2 新たな技術や民間活力を活用した効率的な行政経営の推進

昨今急速な進歩を遂げている情報技術の発展によってAI^(注4)等の先進技術を活用した新たな取組事例が自治体においても徐々に広がりを見せつつあり、今後より一層の普及が期待されています。

こうした状況を踏まえ、絶えず変化する環境を前提に業務の必要性や適時性を判断しながら、近年注目を集めているRPA^(注5)のような新しい省力化ツールを取り入れた行政の推進に努めることで、更なる業務改善の可能性を生み出し、行政サービスの質の向上につなげます。

また、これまで行政が担ってきた公共サービスの領域においても民間の参入が進んでおり、公共サービスの内容と種類によっては、その優れた専門性やノウハウが市民満足度の向上にもつながっていくものであることから、引き続き指定管理者制度の活用といった民間活力の導入を進めます。

3 戦略的な行政経営の推進

刻々と変化する社会経済環境の中で、限られた人員と財源により複雑化する行政課題に対応するためには、いま一度業務の見直しと効率化が求められており、目先の行政課題への対応にとどまらず時代の一步先を見据えた戦略的な行政経営の推進が必要です。

一方で、職員の人材育成を推進することにより職員一人ひとりの資質や能力の向上を図り、組織体制の見直しにより効率的な事務処理環境を構築することによって、行政運営の効率化を推進します。

4 持続可能な財政基盤の確立

東日本大震災の年を除き本市の人口は堅調な伸びを示しており、今後もしばらくはこの傾向が続くとみられることから、一定程度の市税収入を確保することができると見込める一方で、少子高齢化の進行による社会保障関係経費の増や、老朽化に伴い改修の必要性が高まっている公共施設の更新等により、財政支出がますます増えていくことも見込まれています。

このような財政状況において、本市が将来にわたって持続的な発展を遂げるためには、歳入に見合った適正な歳出規模を堅持することを前提として、「名取市公共施設等総合管理計画」に基づきライフサイクルコストを低減するなど将来の負担抑制にも配慮しつつ、限られた財源の有効かつ効率的な執行により安定した財政基盤の確立に努めます。

第4章 行財政改革の実施項目

第1節 連携と協働による地域経営の推進

(1) 多様な主体との連携・協働の推進

社会の成熟とともに市民の求める豊かさの尺度や価値観に変容が見られ、市民ニーズの多様化も進んでいることから、様々な地域課題に対応しつつあらゆる市民ニーズに十分な行政サービスを提供していくことが難しくなると予測されます。

そのような中、市民や民間企業、自治組織、NPO、ボランティア団体等のまちづくりへの参加意識の高まりや市民協働の浸透も見られています。参画の機会を整え支援していくことは、一人ひとりの生きがいや心の充実をもたらすだけでなく、ひいては豊かな地域社会の醸成につながっていくと考えられることから、多様な主体とともに相互の連携を図り、対等なパートナーとしてともに協働のまちづくりを進めます。

ア 市民等との連携・協働による地域経営

「名取市市民活動促進指針」に基づき、市民や民間企業、自治組織、NPO、ボランティア団体等との間に信頼関係を築きながら、市民協働事業などを活用するほか、教育機関との連携協定に基づき、連携と協働を進め、それぞれの立場を尊重しつつ柔軟に地域課題の解決を目指していく地域経営の推進を図ります。

イ 多様なツールを活用した情報公開・情報発信の充実

市が保有する多様な情報を市民等が利用しやすく提供する「オープンデータ^(注6)」を活用して今後更に公開する情報件数の増加や市民ニーズの把握などを進め、市民参画の機会拡充と情報共有を後押しします。

また、広報紙やホームページ、スマートフォンアプリ^(注7)、フェイスブックやツイッターなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス^(注8)等の積極的な有効活用による分かりやすい情報発信を充実させ、行政の透明性の向上や信頼性の確保にもつなげます。

第2節 新たな技術や民間活力を活用した効率的な行政経営の推進

(1) 新たな技術を活用した業務の効率化

時代の変化に適応するとともに継続的な業務改善や効率化の推進と並行して、限られた財源と人員を有効に活用して質の高い行政サービスの提供を実現するためには、発展し続ける情報技術を積極的に導入し、行政経営の推進に役立てる必要があります。

「名取市情報化推進計画」に基づくICT^(注9)の利活用を推進し、高度に融合したシステムによって経済発展と社会的課題の解決を両立する新しい社会「Society5.0^(注10)」への対応を進めるとともに、生産性の向上やコストの削減といった業務の効率化が期待できるAIやRPAなどを導入していきます。

ア 電子化による業務改善

内部文書の電子化や文書作成・收受から保存までシステム化による事務の効率化の可能性を検討します。

また、情報システムのクラウド化についても利便性やセキュリティ確保等に配慮しつつ課題とメリットを整理、勘案し、その運用を再検証していきます。

イ 先進技術の導入

「Society5.0」に対応し、AIやRPAなど先進的なICTの利活用による庁内業務の効率化を目指すため、対象業務の選定や業務工程の可視化、効果の測定などを行い導入していきます。

(2) 民間活力の活用の推進

「民間にできることは民間に」を基本に、事務事業の実施にあたっては行政が直接行う必要性を確認するとともに、効率性やサービス向上などの観点から民間能力や専門知識、ノウハウを活用した方がより効果的・効率的なものについてサービスの水準や内容をチェックするなど、行政としての責任を果たすことに留意しながら、官民対話^(注11)など多様な事業手法の導入検討も含め、民間活力の活用を推進します。

ア 民間委託の更なる推進

本市では、サービスを効果的・効率的に提供するため、様々な分野において民間委託を進めてきました。今後も行政と民間との役割分担を明確にしながら、サービスの維持向上や事務の効率化及び運営費用の削減等が図られることに留意しつつ、可能なものについては民間委託の拡大を図ります。

イ 指定管理者制度の活用と適切な運用管理

本市では、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、指定管理者制度が制度化されて以降、名取市文化会館など13施設で導入してきましたが、今後も市が管理運営するよりもサービスの向上や経費の削減が期待できる公の施設は、指定管理者制度の導入を積極的に検討していきます。

また、指定管理者導入施設については、モニタリング^(注12)によりサービスの質の維持・向上を図り、適切な運用管理に努めます。

ウ PFI^(注13) 事業の活用

本市の学校給食センターに導入されて10年が経過します。今後も、施設の新設、更新にあたっては、施設的设计・建設・運営を一括して民間事業者に委ねることにより、民間のノウハウや創意工夫を施設的设计や運営に生かすことが期待できるものはPFIの導入について検討を進めていきます。

第3節 戦略的な行政経営の推進

(1) 効率的な行政経営の推進

複雑化する様々な行政課題に的確に対応するため、従来も行ってきた事務事業の定期的な点検・見直しのほか、前例や慣習にとらわれず費用対効果を意識した業務改善を進めます。

また、限られた財源や人員のもとで市民ニーズへの対応や業務の効率化を進めるため、定期的に事業の目的や成果、その手法を再点検する仕組みを整備して確立し、自主的・主体的な業務改善を推進します。

ア 事務事業の見直し

市民の利便性向上だけでなく、実施の必要性や期待される行政効果の低下が認められる事務事業を計画的に見直して、事務事業の整理や合理化を図ります。

イ 行政評価の活用

日常的に行っている事務事業の妥当性、有効性、効率性を評価し、検証や見直しを図ることによって業務を継続的に改善するPDC Aサイクルを行政経営に取り込み、評価結果を予算編成と連携させるなど、業務の効率化に一層反映させることを目的として、効果的な事業実施に活かします。

(2) 職員の人材育成と効率的な行政組織の構築

複雑化する様々な行政課題に対応し、なおかつ質の高い行政サービスを提供するためには、職員自らがその使命と責任を自覚し、向上心を持つことをはじめ、これまでにない発想や創意工夫のもと、課題と向き合い問題解決に取り組む能力や技術をより高めていく必要があります、そのための人材育成と環境整備を進めます。

また、社会経済環境の変化や新たな行政課題に対応していくため効率的な行政組織を構築します。

ア 職員研修の充実と職場環境の整備

若手職員の育成や管理監督職の人材育成能力及び職場環境のマネジメント能力の向上などを目的とした研修を通して、職員一人ひとりの能力を高めるとともに意欲を引き出し、法令や社会的規範の遵守についても理解と自覚を深め、それによって組織全体の機能強化も図ります。

また、人事評価制度の活用や働き方改革の取り組みなど、職員の能力や意欲が十二分に発揮される環境整備を行います。

イ 効率的な行政組織の構築

社会経済環境の変化を考慮しつつ新たな行政課題に対応した施策を柔軟かつ効果的に展開でき、業務量や事業内容に見合った定員管理と人員配置を行うことができるように、効率的な行政組織を構築します。

第4節 持続可能な財政基盤の確立

(1) 財源の重点化及び効果的な執行

当面の間、本市の人口は増加傾向であり、歳入の面では一定程度の市税収入を確保することが見込めるものの大幅な増加は期待できません。一方、歳出の面においても少子高齢化の進行により扶助費を始めとする社会保障関係経費が増加していることに加え、老朽化により改修の必要性が高まっている公共施設の更新等で財政支出がますます増加すると見込まれることから、将来、本市の財政運営は厳しくなることが考えられます。

本市が将来にわたって持続的な発展を遂げるために、歳入に見合った歳出、適正な財政規模を堅持するとともに、選択による財源の重点化を行い、最少の経費で最大の効果があがるよう財政基盤を確立します。

ア 経常経費等の歳出抑制

行政評価による事務事業の検証を行い、経常経費等の合理化を図るとともに、長寿命化計画等に基づく公共施設等の維持管理経費の削減や契約方法の見直しにより、必要な質と量を維持しながら経費の削減を図ります。

イ 補助金の活用と適正化

社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズにきめ細かく対応するため補助金を活用する一方、補助の目的、公益性や必要性等の観点から精査し、より効果的・効率的な補助金交付となるよう、毎年見直しを実施して適正化を図ります。

ウ 地方公営企業等の健全経営の推進

水道事業と下水道事業の各公営企業については、公共性を確保しつつ、効率的かつ合理的な経営を徹底し、健全経営を推進します。また、より一層の経営効率化のため、経費節減や民間委託、組織統合の可能性について検討を行うなど、経営基盤の強化と行政サービスの向上に取り組みます。

(2) 自主財源の確保

保有している財産の効率的な活用や企業誘致の促進などのほか、「ふるさと納税制度」の活用等新たな財源により一層の歳入の確保を図るとともに、市税等の収納率向上を図る取り組みや使用料・手数料等の定期的な見直しにより、収入の適正化を進めます。

ア 新たな財源等による歳入確保

「ふるさと納税制度」の活用や広告料収入の拡充など財源確保に取り組むとともに、新たな広告媒体の導入など新しい財源を確保する仕組みについて検討します。

また、保有財産を有効活用するため整理を行い、売却や有償貸付等を積極的に実施するなど、資産効率の向上により歳入の増加を図ります。

イ 受益者負担の適正化

各種使用料や手数料等について、行政サービスの利用に見合った負担を求めることで、受益者と非受益者間の公費負担に係る公平性を保つとともに、コストに応じた見直しを定期的実施して受益者負担の適正化を図ります。

第5章 行財政改革の推進

第1節 推進体制

市長を本部長とする「名取市行政改革推進本部」を中心として、全庁をあげて推進します。

また、総務部長を委員長とする「名取市行政組織事務検討委員会」において、事務の効率化と組織の合理化について調査検討を行います。

第2節 進行管理

第六次名取市行財政改革大綱の推進のため実施計画を策定するとともに、「名取市行政改革推進本部」において実施計画の進行管理を行うことにより、行財政改革大綱の実現を図ります。

また、学識経験者や市民公募委員などで構成される「名取市行政改革推進会議」に毎年度進捗状況を報告し、助言・指導を受けるとともに、広報紙や市ホームページにおいて公表します。

【用語解説】

(注1) 一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、また一般会計では、特別会計で計上される以外のすべての経理を処理することとされています。

(注2) 特別会計

国民健康保険や介護保険、休日夜間急患センターなど、一般会計から分離して別に収支経理を行う会計をいいます。

(注3) N P O (Non-Profit-Organization)

営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称です。

(注4) A I (Artificial Intelligence)

研究者の間でも意見が分かれており、厳密な定義は諸説ありますが、一般的には「人工知能」と訳され、まるで人間の知能や心を持っているかのように学習や記憶し判断する人工的なシステム、またはそのような人工的なシステムを作り出す技術のことを指しています。

(注5) R P A (Robotic Process Automation)

これまで人間が行ってきた定型的な事務作業（デスクワーク）をコンピュータ上のロボットに代行させる新しい技術のことです。人的ミスの発生防止や作業時間の短縮によるコストの削減につながるほか、人間はコミュニケーションや創造力を要する業務に集中することが可能になります。

(注6) オープンデータ（公共データの民間開放）

公共データを、編集・加工等をしやすい方式で、かつ営利・非営利を問わずに二次利用が可能なルールで公開し、住民や企業が自由に活用するものです。これにより、行政の透明性の向上、市民協働・市民参画の推進、経済の活性化、行政の効率化が一体で進むことが期待されています。

(注7) スマートフォンアプリ

スマートフォンで利用できるウェブアプリケーションの略語です。インターネット上でアクセスしてダウンロードすることで、ゲームやスポーツ、音楽、ビジネスなど様々なジャンルのサービスを利用できるように設計されたソフトウェアを指します。

(注8) ソーシャル・ネットワーキング・サービス

広い意味で、インターネット上の様々な利用者同士が交流し、社会的なつながりやコミュニケーションを深めていくことができるようなオンラインサービスの総称です。

(注9) I C T (Information and Communication Technology)

I Tに比べて、コミュニケーション性が具体的に表現されている点に特徴があり、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現です。

(注10) Society5.0

政府が科学技術政策を推進していく上で重視する基本方針の一つで、狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く人間中心の社会 (Society) を指します。「第5期科学技術基本計画」の中で、我が

国が目指すべき未来社会の姿として示されました。

例えば、多種多様なセンサーが現実社会から集積した情報（ビッグデータ）をAIが分析し、必要な情報を探す手間なく提供してもらうことが可能です。

また、行政事務においてはRPAによる定型業務の自動化が事務効率の向上をもたらすなど、職員が行政サービスの充実に軸足を移すことができるほか、働き方改革の促進にもつながることが期待されています。

(注11) 官民対話

公共施設の整備や管理運営等の官民連携を進める際に、事業の発案時や公募条件の検討段階において民間事業者と対話する場を設け、参入の意向や意見・アイデア等を幅広く収集することで、より効果的な事業の実施を図る手法です。

(注12) モニタリング

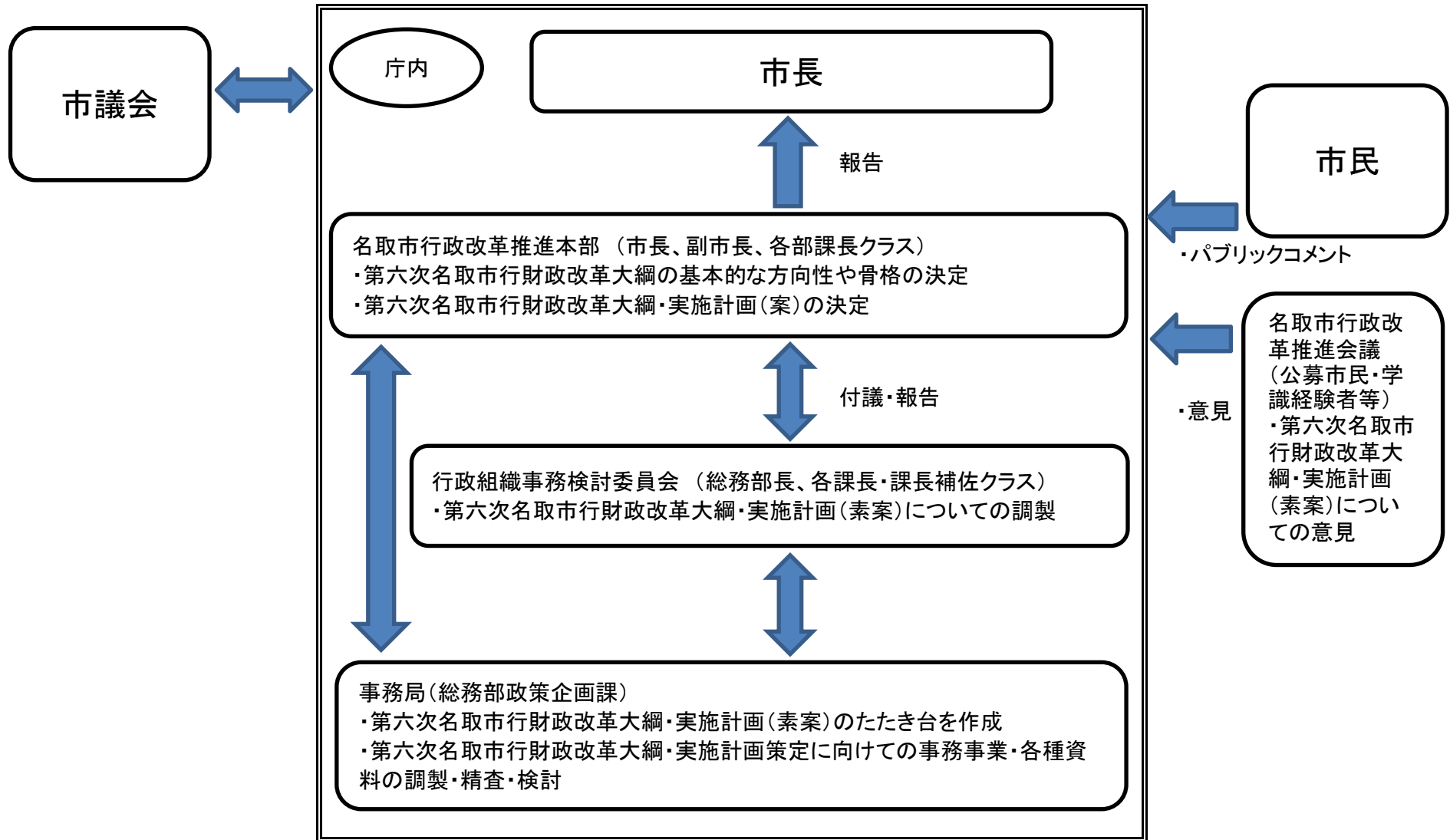
指定管理者による公共サービスの履行に関して、法律や条例、規則、協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているか、また、安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるかを確認、評価する仕組みです。

本市においては、平成29年3月に「名取市指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する指針」を策定するとともに、施設の適切な維持管理に活用するため実施しています。

(注13) PFI (Private Finance Initiative)

従来は公共部門が実施していた社会資本整備、公共サービスを、民間事業者の資金と技術、経営手法などの導入により、施設の整備から運営管理までを通じて、より効果的・効率的に実施する手法です。

第六次名取市行財政改革大綱策定体制図



第六次名取市行財政改革大綱実施計画

第六次名取市行財政改革大綱実施計画

第1節 連携と協働による地域経営の推進

(1) 多様な主体との連携・協働の推進

ア 市民等との連携・協働による地域経営

番号	項目	内容	指標
1	市民協働提案事業の充実	市民活動団体が事業を始めるきっかけとして、既存の市民協働提案事業に加え、入門コースを追加する。	入門コースを追加する。
2		事業(入門コース)を実施し、市民との連携・協働を進める。	毎年度1団体以上事業を実施する。
3	行政課題提案型協働提案事業の実施	市の行政課題を提案し、それに対して市民から課題解決のための企画を募集する事業を立ち上げる。	行政課題提案型協働提案事業を立ち上げる。
4		事業を実施し、市民との連携・協働を進める。	毎年度1団体以上事業を実施する。
5	地域学校協働活動事業の推進	地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動事業の拠点となる地域学校協働本部を設置する。	市内の小中学校区10ヶ所、中学校区4ヶ所、義務教育学校区1ヶ所に地域学校協働本部を設置する。
6		事業を実施し、地域と学校の連携・協働を進める。	本部を維持して事業を実施する。
7	市民満足度調査の実施	市民ニーズの動向把握、行政施策の成果の検証を行い、施策の展開に反映させるため、市民満足度調査を実施する。	市民満足度調査を実施する。
8	民間団体との協働による国際交流事業の展開	民間団体との協働による国際交流事業の展開を図る。	毎年度1事業以上実施する。
9	市道、水路、公園等管理業務における市民協働の推進	町内会の清掃等、市民との協働を推進するとともに、ボランティアによる清掃や除雪、草刈り、植栽活動を支援する。	毎年度、活動支援を実施する。
10	NPO法人、ボランティア団体等との連携の推進	NPO法人やボランティア団体等の様々な市民活動主体と市の連携を強化するとともに主体間相互の連携を促進するため、情報共有の仕組みや人材育成事業の充実を図る。	情報交換会を年1回開催する。

〔記号内容〕

○:取り組みを開始する年度

(※当該年度中に取り組みの開始～指標達成まで完了する場合には◎のみ記載)

◎:指標を達成する年度

●:継続的に実施する年度

⇒:◎の実現に向けて取り組む年度



担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
市民協働課	◎					<入門コース> 活動の第一歩を踏み出そうとしている、または、活動が定着していない市民活動団体の活動を支援するための補助事業。
市民協働課		●	●	●	●	
市民協働課	◎					
市民協働課		●	●	●	●	
生涯学習課	⇒	◎				小学校区4ヶ所(下増田小学校、愛島小学校、不二が丘小学校、那智が丘小学校)、中学校区2ヶ所(第二中学校、みどり台中学校)についてはR1年度までに設置済み。
生涯学習課	●	●	●	●	●	
政策企画課					◎	第六次長期総合計画中間報告にあわせた実施を想定。
なとりの魅力創生課	●	●	●	●	●	
土木課 都市計画課	●	●	●	●	●	
市民協働課	●	●	●	●	●	

イ 多様なツールを活用した情報公開・情報発信の充実

番号	項目	内容	指標
1	オープンデータの充実	行政の透明性向上、市民協働の推進等に資するため、市が保有する多様な情報を市民や企業が二次利用しやすい形式で公開する「オープンデータ」の充実を図る。	推奨データセットを公開する。 (R6年度:基本編14項目及び応用編5項目。なお、上記以外に新しく追加された場合には、それも含め公開する)
2	利用者目線のホームページの充実	市民の方だけでなく、市外の方からも利用しやすく、分かりやすいホームページとするため、随時見直しを行う。	ホームページアクセス件数を増やす。 (R6年度:3,000件/日)
3	多様な媒体を利用した情報発信の充実	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等を活用し、市の情報発信の充実を図る。	SNS(ツイッターとフェイスブック)フォロワー数を増やす。 (R6年度:5,600件)

第2節 新たな技術や民間活力を活用した効率的な行政経営の推進

(1) 新たな技術を活用した業務の効率化

ア 電子化による業務改善

番号	項目	内容	指標
1	内部文書の電子化	文書取扱規程の見直しにより保存のルールを明確化し、軽易な文書は庁内の電子掲示板に掲載する。また、紙の会議資料を削減するためデジタル端末を試験的に導入する。	文書取扱規程の見直しを実施する。また、デジタル端末の導入可否を決定する。
2		デジタル端末の導入が可となった場合には、導入成果を確認し、拡充する。	対象となる会議を拡充する。
3	文書管理事務における保存文書の効率的な管理運用	保管場所の検索時間の短縮や情報公開請求時における作業効率の向上など、文書管理事務の効率化を図るため、文書目録管理システムを導入する。	文書目録管理システムを導入する。
4	基幹業務システムにおける共同クラウドの導入	課題とメリットを整理、勘案し、その運用を再検証の上、基幹業務システムについて、他市町村と共同クラウドを導入する。	基幹業務システムにおける共同クラウドを導入する。

イ 先進技術の導入

番号	項目	内容	指標
1	AIやRPAの導入	業務改善や効率化を図るため、庁内業務にAIやRPAを導入する。	AIまたはRPAを庁内業務に導入する。 (導入業務件数:1件以上)

(2) 民間活力の活用の推進

ア 民間委託の更なる推進

番号	項目	内容	指標
1	高館浄水場運転管理業務の委託	幅広い知識経験の技術継承が困難な状況にあることから、今後も安全安心な水道水を安定的に供給するため、委託の範囲や手法も考慮しつつ、民間事業者へ委託する。	民間事業者へ委託する。

担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
AIシステム推進課	● 基本編 +2項目	● 基本編 +2項目	● 基本編 +2項目	● 応用編 +2項目	● 応用編 +3項目	<p>< 推奨データセット > オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。 ※R1年度11月末時点・・・8項目（基本編）</p>
なとりの魅力創生課	● +25件 /日	● +25件 /日	● +25件 /日	● +25件 /日	● +25件 /日	※H30年度・・・2,874件/日
全課室	● +675件	● +675件	● +675件	● +675件	● +675件	※R1年度11月末時点・・・2,227件

担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
総務課	○ (情報 収集・ 業者選 定)	◎				<p>< 軽易な文書 > 意思形成過程の一部ならず、市民の権利義務を拘束する効力を持たない、庁内の事務連絡。</p>
総務課			●	●	●	
総務課	○ (調整・ 導入準 備)	⇒	◎			
AIシステム推進課	○ (他市 町村と の調 整・シ ステム 検討)	⇒	⇒	⇒	◎	<p>< 基幹業務システム > 住民記録システム、印鑑登録システム、国民健康保険システム、市県民税システムなど。</p>

担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
AIシステム推進課	○ (実証 実験・ 業務選 定)	◎				

担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
水道事業所	○ (業者 選定・ 委託に 向けた 体制整 備)	⇒	◎			

イ 指定管理者制度の活用と適切な運用管理

番号	項目	内容	指標
1		指定管理者制度の導入について検討する。	導入可否を決定する。
2	名取市墓地公園における指定管理者制度の導入検討	指定管理者制度の導入が可となった場合には、「名取市指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する指針」に基づき、施設の管理運営状況を継続的に確認・評価するモニタリングを実施し、適切な運用管理を行う。	モニタリングを実施して毎年度7月末までに評価結果を公表する。
3	児童センターの指定管理者制度導入	指定管理者制度未導入の児童センターについて、指定管理者制度を導入する。	2施設以上導入する。
4	指定管理者制度導入施設におけるモニタリングの推進	「名取市指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する指針」に基づき、施設の管理運営状況を継続的に確認・評価するモニタリングを実施し、適切な運用管理を行う。	モニタリングを実施して毎年度7月末までに評価結果を公表する。

ウ PFI事業の活用

番号	項目	内容	指標
1	Park-PFIの手法による施設管理の検討	都市公園において民間資金を活用し管理等を行うPark-PFIの手法を用いた施設管理の導入を検討する。	導入可否を決定する。
2		Park-PFIの手法を用いた施設管理の導入が可となった場合には、対象となる施設を拡充する。	対象となる施設を拡充する。

第3節 戦略的な行政経営の推進

(1) 効率的な行政経営の推進

ア 事務事業の見直し

番号	項目	内容	指標
1	聴覚・言語機能障がい者向け緊急通報システム(Net119)の導入	市民の安全安心及び利便性向上のため通報システムの見直しを行い、障がいのある方にも配慮した緊急通報システムを導入する。	緊急通報システムを導入する。
2	自然観察会の見直し	自然と地域のふれあい活動について、市民団体やNPOとの共催も含め、実施主体の見直しを行う。	事業の実施主体を市以外の団体へ、もしくは市単独から共催へ移行する。
3	公共交通体系の見直し	名取市乗合バス「なとりん号」を含め、総合的な公共交通体系の見直しを実施する。	公共交通体系の見直しを実施する。

イ 行政評価の活用

番号	項目	内容	指標
1	行政評価の活用	効率的な行政の実現のため、行政評価を活用することにより、継続的に事務事業の見直しを図る。	評価結果が「拡充」「改善」「見直し」「休廃止」の事業について、2年以内の実施率を100%とする。

担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
クリーン対策課	○ (検討)	⇒	◎			
クリーン対策課 政策企画課				●	●	
こども支援課	○ (検討)	⇒	◎ 1施設 以上	⇒	◎ 1施設 以上	
所管課 政策企画課	●	●	●	●	●	

担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
都市計画課	◎					< Park-PFI > 飲食店や売店等の施設設置とその周辺道路、広場等の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度のこと。
都市計画課		●	●	●	●	

担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
消防本部 警防課	◎					
クリーン対策課	◎					
政策企画課 防災安全課	○ (検討)	⇒	◎			令和5年4月から新公共交通体系を施行する。

担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
政策企画課	●	●	●	●	●	

(2) 職員の人材育成と効率的な行政組織の構築

ア 職員研修の充実と職場環境の整備

番号	項目	内容	指標
1	次世代を担う職員の育成	複雑化・多様化する行政需要に的確に対応する職員を養成していくため、人材育成基本方針の見直しを実施する。	人材育成基本方針を改定する。
2		基本方針に沿って人材育成を進める。	人材育成基本方針に基づき実施する。
3	超過勤務の縮減	組織体制や事務事業の見直し、職員の啓発などを通して超過勤務の縮減を図る。	H30年度を基準として、超過勤務の総時間数を削減する。 (R6年度:20%以上減)
4	ジョブローテーションの実施	若手職員の人材育成を目的として、ジョブローテーションを実施する。	5年以内に異動させる。
5	職場研修(OJT)・職場外研修(OffJT)の充実	職場内外における研修を充実し、日常業務を通じた指導研修や宮城県市町村研修所などで行う集合研修により、人材育成に努める。	H30年度を基準として、研修参加延べ人数を前年度より増やす。
6	人事評価制度の活用	人事評価制度を活用し、職員の人材育成を図る。	業績評価がCとD(5段階評価のうち2以下)の職員をなくす。
7	育児休業等を取得しやすい環境の整備	育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成するとともに、育児休業等に関する情報提供を行う。	男性の育児休業取得率を毎年度10%以上とする。

イ 効率的な行政組織の構築

番号	項目	内容	指標
1	定員管理計画に基づく定数管理	質の高い行政サービスを安定的に提供し、継続的な業務改善等による業務量の変動にも柔軟に対応できるよう、中長期的な視点に立った適正な職員数を確保するため、定員管理計画を策定する。	定員管理計画を策定する。
2		職員定数の適正化を進める。	定員管理計画の計画値を達成する。
3	効率的な組織づくり	業務量に対応し、時代の変化にも対応できる柔軟な組織づくりを進める。	毎年度1回以上見直しを実施する。

担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
総務課		○ (情報 収集)	◎ (方針 の改 定)			
総務課				●	●	
総務課	● 5%減	● 15%減	● 18%減	● 20%減	● 20% 以上減	※H30年度 超過勤務の総時間数 104,534時間
総務課	●	●	●	●	●	< 若手職員 > 35歳までの職員(役職除く)
総務課	●	●	●	●	●	< OJT > 職場内研修。実際の業務を行いながらの指導研修のこと。 < OffJT > 職場を離れて研修所等で実施する集合研修のこと。 ※階層別研修は除く。 ※H30年度・・・79人
総務課	●	●	●	●	●	< 人事評価制度 > 勤務中に発揮される能力と態度について評価する能力評価 と、自らの業務について年度目標を立てて達成状況の評価 する業績評価により行う。 ※H30年度 C・・・6人 D・・・0人
総務課	●	●	●	●	●	< 育児休業 > 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に基づ く休業。 ※2週間以上の取得者をカウントする。

担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
政策企画課	○ (情報 収集)	◎ (計画 策定)				
政策企画課			●	●	●	
政策企画課	●	●	●	●	●	

第4節 持続可能な財政基盤の確立
 (1)財源の重点化及び効果的な執行
 ア 経常経費等の歳出抑制

番号	項目	内容	指標
1	公共施設等の長寿命化及び適切な点検等の実施	定期的な点検・調査や計画的な補修等により公共施設等の安全性・機能性を長期的に確保し、財政負担の軽減・平準化を図る。	個別計画がある公共施設等については、それぞれの計画に基づき実施する。
2	街路灯・橋梁灯・公園灯への環境配慮型照明の導入	LEDなどの省電力、長寿命型の環境配慮型照明を導入し、維持管理経費の削減を図る。	土木課・・・街路灯・橋梁灯を毎年度40基ずつLED化する。 都市計画課・・・公園灯を毎年度20基ずつLED化する。

イ 補助金の活用と適正化

番号	項目	内容	指標
1	補助金支給の適正化	毎年度の予算編成時において点検を行い、社会的な変化や行政効果等を勘案して、補助金の廃止・統合や補助額の見直しを推進する。	補助金等検討委員会を毎年度開催して見直しを実施する。

ウ 地方公営企業等の健全経営の推進

番号	項目	内容	指標
1	水道事業の中長期的な経営戦略の見直し	計画と実績の乖離の検証を行い、経営状況に応じて定期的に計画の見直しを実施する。	計画の見直しを実施する。ただし、検証の結果、見直しを行わない場合には、検証作業の完了とする。
2		効率的かつ合理的な健全経営を図る。	経営戦略に基づき健全経営を推進する。
3	下水道事業の中長期的な経営戦略の見直し	計画と実績の乖離の検証を行い、経営状況に応じて定期的に計画の見直しを実施する。	計画の見直しを実施する。ただし、検証の結果、見直しを行わない場合には、検証作業の完了とする。
4		効率的かつ合理的な健全経営を図る。	経営戦略に基づき健全経営を推進する。

担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
所管課	●	●	●	●	●	＜個別計画＞ 公園施設長寿命化計画、公営住宅等長寿命化計画、文化会館長期修繕計画、橋梁長寿命化修繕計画、水道事業アセットマネジメント計画、下水道ストックマネジメント計画、保健・福祉施設個別施設計画、道路長寿命化修繕計画、公共施設等ユニバーサルデザイン化推進計画
土木課 都市計画課	●	●	●	●	●	

担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
財政課	●	●	●	●	●	

担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
水道事業所	◎ (検証・見直し)				◎ (検証・見直し)	見直し時は、令和3年4月、令和7年4月にそれぞれ新経営戦略を施行する。
水道事業所		●	●	●		
下水道課		◎ (検証・見直し)				見直し時は、令和4年4月から新経営戦略を施行する。
下水道課	●		●	●	●	

(2) 自主財源の確保

ア 新たな財源等による歳入確保

番号	項目	内容	指標
1	有料広告事業の推進	封筒、広報紙の広告掲載、公用車への広告の掲出や公共施設への施設命名権の導入など有料広告事業を推進する。	広告掲載や施設命名権による歳入額を増やす。 (R6年度:44,000千円)
2	雑誌スポンサー制度事業の推進	図書館に企業などから雑誌を寄贈してもらう代わりに、企業名や広告を本のカバーに付けられる「雑誌スポンサー制度事業」を推進する。	年間寄贈誌数を増やす。 (R6年度:50誌)
3	遊休土地の資産活用	売却や貸付に適した市有地の活用を推進する。	活用できる土地は売却や貸付を実施する。
4	ふるさと納税制度の活用	「ふるさと納税制度」の活用により、全国より寄附金の募集を行うことで、自主財源の充実確保を図る。	毎年度、市税収入(前年度決算額)の10%を確保する。
5	インターネットを活用した公用車の売払い	用途を廃止し、不用となった公用車について、インターネットを活用した売却を進め、自主財源の充実確保を図る。	売却可能な公用車は全て出品する。
6	基金の債券運用	各種基金に属する現金について、国債や地方債等有価証券による保管・運用を行うことで、運用益の増収を図る。	資金運用会議を毎年度開催し、運用方針に基づき見直しを実施する。ただし、検討の結果、見直しを行わない場合には、検討作業の完了とする。

イ 受益者負担の適正化

番号	項目	内容	指標
1	使用料、手数料の適正化	十分にコスト管理を行いながら、施設の維持管理経費を勘案し、随時使用料、手数料の見直しを実施する。	使用料、手数料の見直しを実施する。ただし、検討の結果、見直しを行わない場合には、検討作業の完了とする。
2	水道料金の適正化	将来の施設更新財源などを適切に確保するとともに、十分にコスト管理を行いながら、需要状況に応じて定期的に料金の見直しを実施する。	料金の見直しを実施する。ただし、検討の結果、見直しを行わない場合には、検討作業の完了とする。
3	下水道料金の適正化	将来の施設更新財源などを適切に確保するとともに、十分にコスト管理を行いながら、需要状況に応じて定期的に料金の見直しを実施する。	料金の見直しを実施する。ただし、検討の結果、見直しを行わない場合には、検討作業の完了とする。

担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
全課室	● +3,260 千円	● +3,260 千円	● +3,260 千円	● +3,260 千円	● +3,260 千円	※H30年度・・・27,710千円
図書館	● +4誌	● +6誌	● +6誌	● +6誌	● +6誌	※H30年度・・・22誌
財政課	●	●	●	●	●	<活用できる土地> 前年度まで取得した土地のうち、民間取引で引き合いがあるもの。
財政課	●	●	●	●	●	
財政課	●	●	●	●	●	
財政課 会計課	●	●	●	●	●	

担当課	R2	R3	R4	R5	R6	備考
所管課		◎ (検討・ 見直し)				改定時は、令和4年4月から新しい使用料、手数料を施行する。
水道事業所			◎ (検討・ 見直し)			改定時は、令和5年4月から新料金を施行する。
下水道課	◎ (検討・ 見直し)			◎ (検討・ 見直し)		改定時は、令和3年4月、令和6年4月にそれぞれ新料金を施行する。